教　職　第　3241　号
令和４年（2022年）２月７日

各市町村教育委員会教育長　様

教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する職務専念義務の免除につきましては、令和２年（2020年）２月26日付け教職第2507号でお知らせしたところですが、別添写しのとおり、職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定され、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、職員に対し出勤自粛要請を行い、当該職員が自宅等でその要請を受けた期間、待機する場合は、職務専念義務の免除を承認して差し支えない旨、各道立学校長あて通知したのでお知らせします。

（服務制度係）

（写）

教　職　第　3241　号
令和４年（2022年）２月７日

各道立学校長　様

総務政策局総務課長
教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために任命権者から出勤自粛要請を受けた職員が自宅等に待機する場合、当該要請を受けた期間については、職務専念義務の免除を承認して差し支えないとしていたところですが、保健所における積極的疫学調査の対象範囲の縮小などにより、濃厚接触者とされていない職員でも、次の１の事由に該当する場合は、職務専念義務の免除を承認して差し支えない旨、人事委員会の特例承認を受けました。

つきましては、職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定された場合、基本的には、当該職員はこれまでどおり出勤して差し支えありませんが、保護者から懸念が示されるなど、感染拡大の防止に万全を期す必要があると校長が判断した場合は、出勤を抑制し、２の服務上の取扱いに十分留意の上、適切に対応してください。

なお、当分の間、出勤自粛要請については、各所属長の専決事項となっております。

記

１　承認する事由

職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定され、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、職員に対し出勤自粛要請を行い、当該職員が自宅等でその要請を受けた期間、待機する場合

２　服務上の取扱い

（１）出勤自粛要請に従って出勤しない職員は、可能な限り在宅勤務を行うこととし、校長は適宜業務の割り振りを行うなど、出勤しない職員の在宅での業務に十分配慮すること。

（２）当該要請に従って出勤しない職員のうち、その勤務時間を在宅勤務に充てることができない職員又は在宅勤務になじまない職にある職員に対しては、上記１の職務専念義務の免除の事由に該当するものとして、必要最小限度の範囲内で職務専念義務の免除を承認して差し支えないこと。

（人　事　係）
（服務制度係）

事　　務　　連　　絡
令和４年（2022年）２月７日

各市町村教育委員会担当課長　様

教職員局教職員課課長補佐（服務制度）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各道立学校あて事務連絡を送付しましたので、お知らせします。

（服務制度係）

（写）　　事　務　連　絡
令和４年（2022年）２月７日

各道立学校教　頭
事務長　様

総務政策局総務課課長補佐（人事）
教職員局教職員課課長補佐（服務制度）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて

このことについて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について」（本日付け教職第3241号通知）を踏まえ、別添のとおり更新します。

（人　事　係）
（服務制度係）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱

<table>
<tr><th colspan="2">事　由</th><th>要件等</th><th>休暇等の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="8">職員</td><td rowspan="2">新型コロナウイルス感染症に感染した</td><td>発症した場合</td><td>病気休暇又は
災害事故休暇</td></tr>
<tr><td>他の職員に感染する恐れが高いと認められる者（症状がないことから、出勤しようとする職員等）が出勤しようとする場合</td><td>産業医その他専門の医師の意見を聞いた後、就業禁止の措置</td></tr>
<tr><td>所属長から出勤自粛要請を受けた</td><td>以下の職員が出勤を自粛する場合
(1)濃厚接触者とされた職員（所属長が濃厚接触者とみなす職員を含む。）、濃厚接触者又は「感染の可能性がある方」と同居する職員
(2)海外から帰国した職員
(3)法に基づく緊急事態宣言の区域内の職員</td><td>職務専念義務の免除
※可能な限り在宅勤務を行うこと
※発熱等の風邪症状が見られる場合は災害事故休暇</td></tr>
<tr><td>作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関し、心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある</td><td>妊娠中の職員が医師又は助産師から保健指導又は健康診査に基づいて指導を受けた場合</td><td>職務専念義務の免除
※時差出勤や作業の制限による対応によっては、医師等による指導事項を守ることが困難であるとともに、在宅勤務になじまない職にある職員に対し、必要最小限の範囲</td></tr>
<tr><td>新型コロナワクチン接種を受ける</td><td>－</td><td rowspan="2">職務専念義務の免除</td></tr>
<tr><td>新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した</td><td>勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td></tr>
<tr><td>検疫法に規定する停留の対象となった</td><td>－</td><td rowspan="5">災害事故休暇</td></tr>
<tr><td rowspan="3">職員・親族</td><td>検疫法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた</td><td rowspan="3">勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td></tr>
<tr><td>感染症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた</td></tr>
<tr><td>発熱等の風邪症状が見られる</td></tr>
<tr><td>子</td><td>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情がある</td><td>子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td></tr>
</table>

（R40207）